

平成 28 年度第 1 回新潟市環境影響評価審査会

議 事 概 要

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 29 日（金）午前 10 時から
- 2 会 場 新潟市役所 本館 6 階 第 2 委員会室
- 3 出席者 別紙名簿参照

---

<議題 1 >	新潟市環境影響評価条例の一部改正に伴う指針改正の趣旨について
事務局	次の資料に応じて説明 資料 1 新潟市環境影響評価条例の一部改正に伴う指針改正の趣旨について
<要 点>	資料 1 に基づき、環境影響評価制度の以下の点を説明 <ul style="list-style-type: none"><li>● 環境影響評価制度の概要</li><li>● 放射性物質の取扱いに関する関係法令の整理</li><li>● 現時点で放射性物質を審査対象とする可能性がある事業</li><li>● 環境影響評価配慮指針、環境影響評価技術指針の改正による影響</li></ul>
<質疑等>	
委員	例えばほかの物質であれば濃度で規定していくと思うのですが、放射性物質の規定の仕方というのはいろいろとあると思うのですが、こういったものを念頭にしているのでしょうか。例えば放射性物質であれば空間線量、Bq/kg（ベクレル・パー・キログラム）が実質どのくらいのものがあるか。核種によってはどうか。そういったものはどういった方向でまとめられるのでしょうか。
事務局	ただいまのご質問ですけれども、次の配慮指針や技術指針で詳しいこととお話しする予定にしているのですが、放射線の量というのは、私どもで考えているのは空間線量率ですとか放射性濃度ということで考えているのですが、具体的な基準をお示しするというのも、この工事のときにはこういったものを対象にするとか、そういった基本的なルールをこの指針の中で示していこうと考えております。
委員	そうしますと、核種に関してはそこで決めていこうということですね。例えばセシウムがあったり、ストロンチウムがあったり、ヨウ素があったりしますよね。そうした場合、それぞれに対しエネルギー、透過力も違うわけで、そういったものに関しては指針では決めないということよろしいのでしょうか。
事務局	核種であるセシウム、ヨウ素を調べないのかというお話でございますけれども、こ

---

のアセスメントにおいては空間線量率ということであって、基本的には線量率でいくけれども、そのケースによって、今泉先生が言われたような物質にも踏み込んでいかなければいけないような事例があれば、その辺は考えていかなければいけないと思っております。基本的な考え方につきましては、空間線量率という考え方をしてるところです。

委員

例えば福島第一原子力発電所事故があったときに、県で行った調査ではいろいろな核種が出ましたが、そういうときにはそれに関しての追求を行うというという考え方でよろしいでしょうか。

事務局

その事業の内容により、物質が出るようなものであれば、当然、セシウムなど核種の分析も盛り込まなければいけないとは思いますが、しないということではございません。

委員

一般論からいうと、放射線量という項目を挙げておけば、本来事業者が、こういった放射線にかかわる影響がある可能性があるということをリストアップして取り上げる義務があって、それに対しての評価あるいは配慮が十分かどうかということはこの委員会で発言して、事業者に意見を申し上げます。その場合に、こういう観点から取り上げ方が不足しているということを指摘して、それが十分であれば、先生の知見でその対応でよろしいという判断を下すことになっていくのだと思うのですが、配慮指針段階では、実際にどこどこがマネジメントするのか分かりませんが、実際に検討する段階では手続的にはそういったことになっていくと思います。

委員

国のガイドラインでは、空間線量率にするのか放射能濃度にするのかは事業等の内容によって検討する必要があると。ただし、現時点で核種ごとの環境基準等の基準値は定められていないから、原則、空間線量率という形にしています。放射能の量を測定するときに、放射線の量と空間線量率についてやっていて、放射性核種によって挙動が単に、外部ガンマ線線量でとるようなものでチェックできるのかというのはかなり危ういものがある、そういったものを最初の指針の段階で、原則放射線量というのをやった場合に、最初は引かかってこないといいますか、操作するときに、原則放射線の量でいいのだろうかということを、今回、懸念として皆様にお聞きしたいと思っていたところです。その辺の話は技術指針、配慮指針の中身に関する議論になるのだと思いますけれども、そういうお考えが事務局から出てきましたので、やはりそこ自体を問題にしたいということがあります。

会長

今の件は次の議題以降で具体的なお話いただければと思います。

二つのケースは結局影響評価で、一つは福島の事故に伴う汚染土壌、あるいは汚染廃棄物。極端なことを言いますと、下水処理場なり、あるいは浄水場なりが今も堆積

されていると。それをある基準レベル以下であると。4,000 とか 5,000 というレベルであると。例えばそれを道路工事の下のほうに置こうとか、そういうケースというものが一つあるということではないかと思うのです。あるいは県外のものをわざわざ持ってきてやるということは想定しているのか、していないのか。それも一つポイントであると思います。今、土砂は広域にわたって動きます。そうではなくて、通常の工事においてそういうものが出てきたケースの二つあると思うのですが、後者のケースは今回この中では特に触れるものではないわけですか。両方とも入っているのでしょうか。

事務局

先ほどの下水道や浄水場の汚泥の部分と、今ほど会長からお話があった 8,000 以下、8,000 から 5,000 だったでしょうか、道路基材として使うと。それについても実は、このたび盛り込もうかと考えておりましたが、夏から実証をやって、国がその辺の取扱の要綱的なものも今後詰めていくとうかがっているのです、今回、それについては盛り込んでおりません。状況を見ながら盛り込みたいと思います。出てきた場合ということですが、対象事業というのは先ほど表でお示ししたものを考えているので、具体的にはそうした中で出てくるのは想定しづらいのではないかと今のところ考えております。

下水道汚泥などについては、廃棄物技術ガイド、処理ガイドでも一定の基準、処理法における特別対策的なものが示されているので、その中での対応で、私どものアセスの中でやることではないと考えております。

<議題 2 >

新潟市環境影響評価配慮指針の改正について

<議題 3 >

新潟市環境影響評価技術指針の改正について

事務局

次の資料に応じて説明

資料 2 新潟市環境影響評価配慮指針 (案)

資料 3 新潟市環境影響評価技術指針 (案)

<要 点>

新潟市環境影響評価条例の改正に伴う配慮指針、技術指針の改正について説明。前半では条文の改正箇所を説明。

【資料の修正】

- (資料 3 3 ページ 「把握すべき環境の内容」内) 「一般環境中の放射性物質の状況」を「一般環境中の放射性物質に係る環境の状況」に修正

<質疑等>

委員

放射線の量というのが至るところに出てくるのですが、放射線の量というものをどのように定義するのかということです。放射線は線ですし、放射性物質でもないし、

放射線の量ということ自体、私はぴんとこないのですが、何か説明があるといいのですけれども。放射線の量というのは何を指して放射線の量と言うのか。放射線の量というと、空間線量もそうかもしれない。放射性物質ですから、そこで出てくるBq/kg（ベクレル・パー・キログラム）もそうかもしれない。核種濃度もそうかもしれない。いろいろなことが考えられるのですけれども、放射線の量とはどういうものかという定義を少し入れてもらえると非常にありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

会長

今、線量というのは何を意味しているのか。なにをもって線量というのかと。具体的な空間線量なのか、あるいは核種の濃度なりレベルを見るのかということだと思いますけれども、事業によって、そのときに具体的に対象、核種を決める、あるいは濃度を決めるということでしょうか。

事務局

放射線の量というのは国の技術指針、ガイドラインの中で放射線の強さとしての総称として放射線の量ということで、 $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト・パー・アワー）ということ決められているところがございます。

委員

放射線の量とは何かを書いてみたほうがいいのではないのでしょうか。今おっしゃったのは空間線量率の話ですよね。放射線の量とはそういった単位を持っていて、一般には空間線量率ということの規定しておく。放射線の量というのと、放射線量というのは違いますので、その辺のところをしっかりと規定したほうがいいのではないかと思います。

事務局

詳細に、空間線量率というか、定義について説明するような言葉を入れさせていただきたいと思います。

委員

今のような懸念に対して、厳密に羅列する方法と、ある程度大枠を決めて、これも入るでしょうという方法と二つあると思います。厳密に作られるときにはそれを書き込めばよろしいかと思いますし、そうでなくて、いろいろな可能性があるのだったら、こういう表現はまずいということで、違う形の表現にするといったことも含めたものを評価の項目のところに書いたほうがいいのではないかと思います。

委員

それももったもた話なのですからけれども、それをやるとかなり膨大な量になってくるかと思いますが。この場合の放射線の量というのは、国が示しているように空間線量を示すというふうに書いておけば話が分かりやすいのです。

会長

今のご指摘は、空間線量の量として、そういった説明を入れておけばよろしいのではないかとご提案でございますけれども、ほかの先生方はいかがでしょうか。

委員

例えば土壌に放射性物質があった場合の空間線量というのはどういった形で測定するのか分からないので、教えていただけたらと思います。水自体が汚染されているとか土壌自体が汚染されている場合は。

委員

一般に、地面から何メートルくらいのところで測るかというのが決まっているのです。それをもって空間線量と。文部科学省は今回の空間線量を何メートルのところからやったのか地図に示し、空間線量は何  $\mu\text{Sv/h}$  かと。そのようにしてやるのが空間線量です。土壌も例えば土から何メートルくらいのところということを実記すればいいと思います。

委員

水なども入っていますよね。

委員

水だと放射性物質を覆ってしまいますので、下のほうから上のほうまでいかないのです。そういう面があります。

委員

放射線の量が空間線量率であるというこの文章を入れること自体はいいと思うのですが、環境影響評価をする際に、空間線量率で測った放射線量というのは放射線の影響を人体並びに環境、生物に対する影響を適切に測定するものであるかというのは大いに疑問であると思います。環境省のガイドラインでは、事業等の性質によって拡散する場合は、放射線の量ではなく、放射能濃度を把握する必要がある場合があると。放射能濃度を把握する必要がある場合というのは、土地の改変等の事業の実施に伴い発生した放射性物質を含む廃棄物や建設発生土の取扱いなどの場合と。留保条件がついているのですが、そういったことがあります。

私としましては、事業を特定してこういう影響があるということは、環境や人体に対する放射性物質の長期的な影響というのは、未知数な部分がまだあって、そもそも環境影響評価というのは事前にそういった面を評価して、予防的な措置に配慮する。それから測定して、何らかの技術的な対応なり安全対策ができるようにするということが、そもそもこの制度全体の設置目的だと思います。ここでは空間線量率に限定してしまって、配慮指針、技術指針にこの文言を入れて、今泉先生がおっしゃったように、何メートル離れたところで測ると。何メートルも離れたら遮蔽されたものは出てきませんし、おそらく空間線量率は、ガンマ線の実効線量に換算して、マイクロシーベルトとおっしゃっていたので、それできちんとデータをとったことになるのか。今後の配慮が可能なのか。有り体に言って、福島原子力発電所事故だけではない可能性があるのですが、あれから見ても、数十年後くらいにどうなるのかはまだ分からない部分が多いですから、空間線量率に限定してしまうというのは後々問題になるのではないかと思います。ガイドラインの言い方でいうと、放射能濃度ですよね。ベクレルで測った核物質の放射能濃度というものを規定する必要があるのではないかと思います。

委員

おっしゃるとおりなのですが、それを全部でやると非常に労力もいるし、お金もかかるのです。空間線量率を測ってみて、そこで異常があった場合にそれを適用するという方法もあるのです。新潟県では新発田あたりの空間線量が非常に高いです。新潟市の2倍くらいあります。それは花崗岩が露出していて仕方ないのです。そういうところもバックグラウンドとして出ていますけれども、そういうことがあります。それをバックグラウンドにしている、測定して出たときに正確に測るという方法もあるのではないかと思います。全部それをやってしまうと大変なのです。

委員

ここで評価するというのは、公共のデータや文献などそういったものをたよりにして、あくまでもこういう状況であるということを確認することがこの段階の作業だと思います。それで懸念が出てくる場合には実際に測定し、環境影響は軽微であるという結論にもっていくのが事業者の仕事で、別にここに外れたからといって、非常に膨大な作業、費用が発生するとは必ずしもいえないので、この辺は広く網羅できるような項目を挙げておいたほうがよろしいのではないかと思います。

会長

今おっしゃった網羅できるような項目というのは。

委員

あればと。キーワードということです。なければこれでいくしかないと思います。多分、すべての事業が必ず環境影響の予備調査として放射線量を測るわけではないと思うのです。そういう懸念がされる場合に、あくまでもこういう作業に発展するというのであって、基本的にはこの事業は放射線にかかわるものは関連がないので、その影響は少ないという文言ですべて終わってしまうと私は思います。

事務局

今ほど言われたとおり、空間線量で全部定義されるということではなくて、いろいろなケースが出てくると思うので、その辺は広く、放射線の量までいかなければいけない場合はそういうところまで踏み込むような形で、柔軟性を持たせておきたいと考えております。

委員

具体的な文言としては、例えば技術指針のほうは今回、訂正で一般環境中の放射性物質「に係る」という部分を追加と言われたのですが、「係る」という表現で後々、空間線量率を測定するというのをリードされているようなので、逆にそこを修正しないでもそのままですと、放射能濃度も含んだ考え方が残るのではないかと。もちろん、係るにしても、ベクレルなども「係る」に入っているという考え方もできますけれども、「係る」が入ってしまうと、特定したことでいいという条文上の解釈を与えてしまって、例えばこれが4年後、5年後、私はもう委員ではないかもしれませんが、そうなったときに、条文に「係る」と書いてあるから書かなくてもいいんだといったことが出てこないのかというのが気になるわけです。やはり心配だから調べたほうがいい

のではないかと考えたときに、条文には放射性物質の状況を調べると書いてあったほうが、測定などをやる方向になってくるのではないかと。条文ではなるべく広めにカバーしておいて、過剰な配慮であればやらなくてもいいという話になるでしょうし、やろうと思ったときに、条文では「係る」になっていて線量率になっているからやらないとつっぱねられてしまうのが心配なのです。

会長 今おっしゃったことは、技術指針の3ページの9に「放射性物質の状況」を「に係る環境の状況」はいらぬのではないかと。それを元に戻したほうがむしろ包括的な対応がとれるのではないかとということです。

委員 あくまで懸念対象が放射性物質だとすれば、それを調べるということになっているので、「係る」が入ることによって逃げ道というか、場合によってはやらないことの根拠になってしまいそうな感じなのです。

委員 それはそれでいいのでしょうかけれども、そうすると、一般環境中の放射性物質の状況とした場合は、すべて測るということになってしまいますよね。すべて測るということになると、放射性物質を使っていない、関係ないというところも測るということにならないかと。

事務局 資料3の2別表第1参考項目(案)の備考欄の一番下、14番ですが、「この表において」というところで、放射線の量とはということで、「空間線量率等によって把握されるものをいう」と記載させていただいております、「等」とまとめさせていただいておりますのは、空間線量率に限らずもう少し広く、表土も含めたところも拾えるような形ということでこういった記載の方法をとらせていただいております。

会長 ありがとうございます。  
別表3の1、3の2は後ほどご説明いただく部分でございますけれども、今のような考え方であればよろしいのではないかと思います。今の3ページはこのままにしますか、それとも後で修正された文句のほうにしたほうがいいのでしょうか。

委員 「係る」としたほうが広い意味になると思います。私は原案でよろしいと思います。

委員 確かにそういう見方もできると思います。

委員 先ほどこだわったことですが、今の注記があればよろしいかと思います。

委員 その文言に関してはご指摘のとおり「係る」が入ったほうが逆に広い意味合いになると思います。

注記が入ることによってという、今のやり取りはよく分かりません。放射線の量の定義がここに書いてあるということは分かったのですが、私が申し上げているのは、空間線量率で測ることというのは、非常に重大な影響を見過ごす可能性があるということです。そもそも何メートルも離れて測ったら、かなりアルファ線、ベータ線核種で汚染されていても、シンチレーションサーベイメーターで測っても全く出ないということがあり得ると思うのですが、あり得ないでしょうか。空間線量率に大きな変動があった場合というのも、空間線量率をガンマ線の外部線量で測っているのであれば、そこで見落としてしまう変化があるのではないかという気がするので、空間線量率という文言にこだわるのはよろしくないのではないかと私は思います。空間線量率と限定してしまうというのはよくないと。私の理解が正しければ、空間線量率で放射線の量という文言がガイドラインにあります。これを新潟市の指針では重視して、場合によってはベクレルみたいなものも測るときがあるとガイドラインには書いてあるものを、配慮指針、技術指針で排除して、全部空間線量率ということになってしまうのではないかという点なのです。文言の表現が実質的にそうになってしまうのかと。

会長

事務局のご説明で、空間線量等、「等」という中に、今、ご質問にあった内容も含まれるという意味で、先ほどご説明されたように思うのですが。

委員

余計なことかもしれないのですが、今、ご指摘があったアルファ線がどうのこうのという話なのですが、アルファ線核種が単独で出るとはまずなくて、アルファ崩壊すると核が不安定になりますので、必ずガンマ線などが出てくるのです。それが高ければ空間線量が上がって、ここがおかしいね、高いねといったら、そのところを集中的に測定すればいろいろと出てくるということなので、それほど問題はないのではないかと思います。ですから、ウラン、トリウムがあるといっても、そこからアルファ線が出てくるかもしれないけれども、それだけではなくて、それは壊変していきますから、必ずガンマ線、ベータ線などが出てきますので、それを測ればあまり問題ないと思います。

会長

ここは今のような修正、最初に示されたところで特に問題がないと。むしろあとの別表第1参考項目3の中のご説明を先にいただきましたけれども、空間線量等ということで、「等」にかなり内容があると考えれば、むしろここで限定しないでおいたほうがいいのではないかとありますが、いかがでしょうか。

委員

食いが下がって申し訳ないのですが、ガイドラインにある放射能濃度に関する記述が新潟市の環境影響評価配慮指針、技術指針にはないように見えるのです。そもそもないように見えるのですが、それは「等」という言葉の中に全部含まれているのはあまりにもおかしな答弁だと私は思うのです。善意に解釈しましょうと私は思っていないで、法令や条例、ガイドラインというのは、それによって法制度、利用



者の行動を縛るものですから、「等」という漢字一字で、運用が善意にされるという解釈は、確かに可能は可能なのですけれども、少なくともガイドラインにすら記述がある「放射能濃度」という記述は書かなくてもよいのですか。

事務局

ガイドラインでも、解説の中で放射能濃度ということが書いてあるのですけれども、本文の中では放射線量率等によってということで、それが代表的で広く用いられている手法ということで書かれていますので、新潟市においてもこのガイドラインに沿った形で、同じような取扱いで考えてはいるのですけれども、それでは足りないでしょうか。

委員

ガイドラインの解説に書いてあるのであれば、新潟市の配慮指針、技術指針にも解説を入れたらどうですか。

この話というのは論争になり得る。環境影響評価で線量率で本当にいいのかというのは非常に疑問があって、壊変によりガンマ線も出てくるのだから、どちらにしても引っかかるということもあると思うのですが、今やっているガンマ線の空間線量率の測定というのはかなり危ういものを感じていまして、もちろん、測定に関してはある程度厳密にやれる方法もあると思いますが、放射性物質に関する安全性を普通にチェックする場合は、物質ごとのベクレルやスペクトルまで調べてどうなっているかというのを食品に関する調査ではやっています。もちろん、あらゆる事業に関して全部それをやれというのは確かに過剰な負担を生じさせるかもしれませんが、必要がある場合はそういった調査をしたほうがいいのではないかと思います。ガイドラインには解説であるから、条例に基づく新潟市の配慮指針、技術指針に入れなくていいというのは、住民の末端にある行政としてはあまりよからぬ言い方なのではないかと私は思います。

国がそういつているから、住民は不安であるけれども書かなくてもいいとおっしゃっているように聞こえるのです。そうではないというためには、少なくともガイドラインの解説に書かれている程度のことは、本文ではなく解説になっているということだけはしからんことだと私は思うのですけれども、必要だから解説に書いてあるわけですよね。

この文言の「等」の漢字一つで解釈の余地があるというのは。確かにそうなのでしょうけれども、そういった心配、懸念に応えるのが環境影響評価の制度が作られたもともとの意味なのではないかと思うのです。しかも、過剰な配慮やコストを要求するようなことにならないような運営をしていけばいいわけです。事業者放射線量を調べるとか、すべての事業者にそういうことを要求するようなことにならないように、懸念がある場合にだけ該当すると。ほかの項目でもそうですよね。そのように思います。

事務局

先ほど別表第1参考項目のところでも申し上げましたが、どのような形で盛り込む

か検討させていただきますが、そういった解説も、こういった場合も想定されるとか、そういったものについては事務局で工夫させていただきたいと思います。

委員

確認だけお願いします。放射線の量の定義というのはどこかに載せられるということとよろしいですか。それは空間線量であるというのどこかに記録されるのでしょうか。

事務局

今、「空間線量率等」ということで、そこがはっきりしないのがそもそもよくないのではないかというお話しかと思いますので、その表現をどのような盛り込みにするかを検討します。

事務局

次の資料に応じて説明

資料 3-1 技術指針の参考項目及び参考手法の改正について

資料 3-2 別表第 1 参考項目 (案)

資料 3-3 別表第 2 参考手法 (案)

<要 点>

資料 3-1 に基づき、参考項目及び参考手法の改正に関する他都市の状況や改正案の概要について説明

<質疑等>

会長

資料の内容が膨大なものですから、いかがですか。大丈夫ですか。今、資料 3-3 までご説明いただいたわけですが、一般廃棄物最終処分場、産廃の最終処分場についてと、土砂及び砂利採取事業についてご説明いただいたわけですが。土地または工作物の存在及び供用というところに入っていない項目と、入っている項目と、放射線率を測定する調査等も入っていないのですけれども、その辺の区別というのどのようなものでしょうか。例えば公有水面埋立・干拓事業というのがありますけれども、今、新潟空港の脇の埋立事業がどうなのか分かりませんが、例えばあのようなケースの場合に、仮定の話はいけないのですけれども、浚渫泥にそのものが入っていったという例が、河口部分ではけっこうあるのではないかと。そういった場合においては、これは項目として入っていませんけれども、大丈夫だということでしょうか。その辺で皆さんからご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員

今、会長がおっしゃったのですけれども、河口などの浚渫泥に関して、原発事故が起こったときに県でもいろいろと調査しました。その点に関しては出ましたが最近ほとんど出ていないです。福島第一原子力発電所事故に関してだけは問題ないと思うのですが、ただ、ずっと聞いていて、放射線の量を測定しなさいということは、サーベイメーターか何かで空間線量を測って、それで問題がなければ一般にはオーケーですよと。高い値が出たときにはもっと整備しましょうというのが実施側の考え方だと

思っているのですけれども、そのようなところでいいのではないかと。

会長

ここに入っていない部分でも、必要に応じてはそれを項目として入れてやるということもできるということによろしいわけですね。それなら分かりました。  
そのほかにご意見をいただきたいと思います。

委員

関係ないのかもしれないのですけれども、市で持っている測定器というのはどのようなものがあるのでしょうか。県のものは把握しているのですが、市のものはよく分からないのです。放射線測定器としてはどういったものをお持ちでしょうか。

事務局

今泉委員ご質問の市の放射線測定器についてですけれども、シンチレーション式サーベイメーターが10台、衛生環境研究所でゲルマニウムの半導体の分析機械が1台、私どもの白山庁舎に自動連続測定器。保環研にあるようなレベルまではいかないのですが、自動測定、常時監視ができるような線量率計を設置しております。

委員

空間監視しているわけですね。

事務局

空間監視しています。そのほか、保健所でガイガーカウンターを所有しております。

委員

自動測定はどこでやられているのですか。

事務局

白山浦庁舎の入口脇に、地上1.5メートルくらいのところに設置しています。これもウェブでその日の空間線量を公表しています。

委員

リアルタイムでやっているわけですね。

事務局

データに関しては1時間ごとではなくて、毎朝1回、前日の1日分を公開しています。

委員

参考資料3-2の個別項目で黒丸がついている表がありますが、9番や10番、11番の廃棄物処理系の放射線の量という項目です。丸がついているものは一般廃棄物の建設機械の稼働という項目というのがあるのですが、ほかの廃棄物の存在・分解や浸出液を見ていくと、放射線の量を多くするという項目はないのですけれども、福島第一原子力発電所事故の後には放射線が出ていたと思うのですが、そういった点というのは調査対象ではないのでしょうか。

例えば9番の一番下の廃棄物の発生とか、あるいは処分場系でいうと、廃棄物の存在・分解、浸出液というのは、これを見ると、車両の運搬の際の稼働に関する項目は全般的に入っていますよね。ただ、廃棄物系の事業類といったものに環境中に入って

くる放射性物質を調査するという項目が、全体的に丸がごく一部を除いてというか、ほぼないように思いますけれども、これは該当しないということですか。

委員

確かにおっしゃるとおりなので、一般に、いろいろな焼却施設で放射性物質が出ています。焼却しますので、自然にあるカリウムなどいろいろなものが入っていますので、カウントをやってみるとかなり出ます。それをどの程度担保するかというのは非常に難しいところなのですが、一般のレベルとしてはオーケーかなと。普通に測定していく部分に関してはオーケーではないかと思えます。かなり上がったような場合は、再調査などやらなければだめかもしれないけれども、そこまでやる時間をどう担保するかでしょう。新潟市では空間線量はどこかでとっているのですか。

事務局

白山浦庁舎で空間線量を測定しています。

委員

ごみ処理場あたりでときどきとることはないですか。

事務局

廃棄物処理場におきましても、敷地境界、周辺を定期的にサーベイメーターで調べております。

委員

個々の焼却灰については測っていないと。

事務局

焼却などについても、調べた結果はホームページ等で公表されております。

委員

分かりました。それで異常値が出れば、その中の灰を精査するというので、いろいろな核種が分かると思えますので、それでもいいのかなという気がします。核燃料物質が廃棄されるということではないのです。かなりの異常値が出た場合にはやはり公表しなければいけないと思えます。そういう意味で、定期的に焼却灰も精査されていかれたほうが良いと。

委員

ここで評価しているのは、新しい事業を起こすときの環境影響評価について論じているわけですから、新しい事業を起こすときには工事を実施する。そのときの放射線量あるいは工事のための運搬等で起こる環境影響評価をどうするかということです。他県から放射性物質がたまたま飛散してきて、全然工事には関係なくどうなっているか環境評価するのは別問題ではないかと思うのです。ここでは事業所がどのような配慮書、方法書、準備書を出していくかというときの指針あるいはその内容について検討していくべきではないかと。

会長

おっしゃるとおりだと思います。現状のものを運用するのではないわけです。ただ、焼却場を隣接して、そのとなりを解体して新たにやるというものが含まれれば、それ

には該当するだろうと思いますけれども、新田のほうも終わりましたし、もし、旧のものがあれであれば、それに該当するものということだろうと思います。

委員

資料3-2の説明で星がついているのは、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれがあると。この辺の相当程度というところの解釈というのは、どのように考えればいいでしょうか。おそらく新規にごみ焼却場が建てられるとすると、運搬することによって移動するわけですね。流出ではないかもしれないし、拡散でもないかもしれないけれども、そういった場合というのは含めなくてもいいのかということです。

事務局

国の技術ガイドによりますと、一般的に避難指示区域等で法対象事業が行われる場合ということが国で示されていて、ただ、具体的な数値基準は実は示されていないというのが実情でございます。こういう言い方は語弊があるのですが、通常考えている場合には、そういった事業というのは考えづらいのではないかと思います。先ほど申し上げた、道路基材として使っていく。それもよそから持ってくるのか、その辺の話も実は分からないのですが、そういう動きがある以上、その部分はしっかり見ていかないといけませんし、ごみの部分については一般的に、ごみの受け入れについては市町村でお互い協議をしたうえでないと動かせないという状況もございますし、今のところ具体的な話はないので、想定しづらいのではないかと思います。

委員

例えば配慮指針の7ページの(8)放射線の量の変化を把握しましょうという文言になっています。量の変化を把握できることになっているのですけれども、具体的には量の変化を事業の前と後、途中など、その辺の経過を含めて測定しなさいということでしょうか。その辺の解釈を教えてください。

事務局

基本的に配慮書の部分ですので、まず事前に配慮書的なものを作らないといけないときに、まずそこをしっかりと押さえてくださいと。今後、予測されるものとしてはどのような予測の仕方がありますとか、その辺を踏まえて、実際、事業所に対して、それがまた評価を受けて、場合によっては事業終了後にも状況を報告するというところで、ただ単に事業が始まる前に、低いからいとかということではないので、その辺も踏まえて量の変化ということで定めているということでございます。

委員

私の質問に対して、事務局からお答えいただけていないと思うのですけれども。

事務局

あくまでの新規の処分の計画段階に丸がついていなかったというご指摘でございますけれども、これの考え方につきましては、主務省令のケースをそのまま引用させていただきました。特別に新潟市でこの部分をつけ加えたということではなく、あくまでも主務省令に準じて同じ形で徹底させたということでございます。

会長                   これはあくまでも原則、主務省令に基づくものであって、ケースバイケースでやらなければならないことが出てくるわけです。その辺の表現としてどうつけ加えられるか。黒丸がないからやらなくていいということではなくて、そうすると事業者は必要ないという形でだしてくると思いますが。

事務局               このアセスメントの制度に関して事前配慮時点からいろいろと相談があると思うので、必要性があればそういうお話をしていく機会はあると思いますので、そういったところで事業者についてお話しをさせていただきたいと考えております。

会長                   ケースバイケースということですね。闇雲に黒丸をつけておくのではなくて、特にここについては必ずやりなさいという黒丸であるけれども、ほかのものについてはケースバイケースと。そこを意外と事業者が必要ないじゃないかと言うのではないかと思います。今の藤堂委員の質問とは違うかもしれませんが、質問として、例えば道路事業にしても、廃棄物の事業にしても、ついていない部分というのはどうするのかということですよ。

委員                   そのあたりの論理はどういったものであるかのご説明をお願いしたいのですが、お答えは主務省令のとおりということですか。そうであれば、県や市町村で環境影響評価条例を策定する必要がないですよ。国が一つ決めればそれでおしまいですから。自治体に策定が任されている理由というのは、自治体の個別の状況によって細やかな配慮をするということによって運用されているはずですので、主務省令のとおりであるというのはお答えになっていないと私は思います。この作業自体いらぬということになります。そのあたりの論理をきちんとこの審議会で共有できるようにご説明いただきたいと思ひますし、福島第一原子力発電所事故の後に、実際の廃棄物の処分の場合に過去に問題になりましたよね。その事項が入っていないというのは非常に奇妙に感じます。先ほど今泉先生から測定で分布の標準偏差の2倍を超えるような値があった場合はというお話しがありました。そもそも測定していなかったら、標準偏差の2倍を超えているかどうか分からないわけです。

任意で測定はしているかもしれないですけども、これは法的に義務づけているというお話ですから、測定義務で、測定自体をしていないことを評価することはできません。そもそも環境影響調査というのは、何か悪影響が出ないかどうか前もって配慮し、細かく測定して、その影響を回避しようということ。最初からその項目を落としてしまうということは、事業者としては、できるだけコストをかけたくないですから、そういったことをやらなくていいことになっていますと。そこで市との話し合いの部分で、事実上、やってくださいといっても、事業者が断るといったら、書いていないわけですから断れるわけです。書いてあったとしても、これは星印つきで相当程度という、今ほど、原田先生からご質問があったように、相当程度というものは客観的指標を決めなければ、事業者は、相当程度ではありませんと断るといったら回避できる

ということになってしまいます。あくまでも義務づけていくということは、配慮指針や技術指針の個別項目で書いていなければ、書いていないことは省略可だということになってしまうのではないかと思います。

先ほどの放射線の量の測定項目の話も含めて、「等」という一字で保証されるとは私には思えないし、丸もついていないのにやってくれるとも思えないわけです。あまり想定できないとおっしゃいましたけれども、新潟県は電力の出力でいうと世界最大の原子力発電所がありますから、今日、事故が起こってもおかしくない。稼働していないので、そのリスクが少ないということはあると思うのですが、いつ稼働するかも分からないし、六、七十キロしか離れていないわけですから、1週間後には汚染されていたという話が出てきても別におかしくはない。おかしくはないと考えて想定するように制度が変わってきているわけです。ただ、想定があまりできないからといって入れないというのは根拠にならない。可能性があるものに関しては項目に入れておかないと、事故が起こったときにも、今、事故の話ではなくて建設の話をしているのですが、基本的に測定というのはしておく。汚染の可能性のあるところは測定項目を入れておいたほうがいいのではないかと思います。

会長

これは、今日ですべて決めるわけではないですよ。次回までにご検討いただくということでよろしいでしょうか。例えば道路事業には下のほうの、土地または工作物の存在及び供用というところに黒丸がついておりませんが、場合によっては廃棄物を下のほうに置くケースもあるわけで、その場合にもやらないのかといたら、これは当然やらなければいけないわけで、その辺も含めて、どのような文章にするのか、もう一度ご検討いただきたいと思います。今日、各先生方のご意見がいろいろと出て、集約された部分もありますけれども、次回までにご検討いただければと思います。次回に提示できるところは出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

今、審議している新潟市の環境影響評価の条例の位置づけと、県、主務省庁との関係、役割分担がどうなっているかということで、どれだけ厳密にしなければいけないかということが決まっていると思いますが、その辺の概略を説明していただけませんか。市の条例、あるいはこの委員会の役割、一つの事業を行ううえで、どの程度の重みづけがあるのかということをお願いいたします。質問の意味が分かりますか。大きなプロジェクトだと全部かかわってくるし、市独自の評価というものもあるのかもしれないし、これは市の条例がどういう事業に対してかかわってくるのかということが分かれば、これは議論しなければいけない事柄なのか。それは主務省庁に準じて扱えばいいのかということが理解できるわけです。

事務局

今日、冒頭にご説明させていただいたとおり、国のアセスの法律が変わったということで、市の条例で定めているわけです。今まで除外されていた放射性物質が国の法

律でも含まれて、市の条例もそこで整合性をとらせていただくというのは申し上げたとおりです。対象事業についても、明らかにこれから新たな供用や土地の形状の変更等に基づく新たな事業の一定規模以上の対象についてはアセスをなささいということは法のもとで市も条例を定めてやっています。それは事業者が事前にどのような予測・評価等に基づいて行うのか。それが適切なものであるかどうかについて市民の意見を聞いたり、市長はそれについて意見を付したりするわけですが、例えば意見を付す場合に、皆様方で構成する審査会の意見も踏まえて、市長は市民の意見や審査会の意見を踏まえて、そこで市としての意見を形成し、それを事業者に投げ返していくということです。重みというより制度、法のもとでやっている事業です。あくまでも、新たに行う事業などでありまして、今、供用している事業にこうしたものをどうするかということは。

委員

要するに、審査するための、あるいはこれを審査するために事業者から提出してもらった資料づくりのための手続き的なことを議論しているのだと思うのですが、それを基に出てきたもので審議するこの委員会の役割がすべての責任を持つものなのか。ここが 99 パーセントのオーケーを出せばすべて通ってしまうのか。あるいはその上からどうか分かりませんが、場合によっては県の環境影響評価の審議があると。あるいは主務省庁の審査があるという段階があると思うのです。市が 99 パーセントの責任があるということでは極めて厳密な要綱を作っておかなければいけない。しかし、そうでなければここだけが責任を持つわけではないので、国の主務省庁に準じた指針を用意しておけば良くて、必ずしもすべて詳しい専門家がいるとは思えないわけですので、気づいた点をこの審査会で、こういう資料を出してほしいという強い要請をすれば済む話ではないかと思うのです。

事務局

繰り返しになって恐縮ですが、法対象の事業と県の条例で対象なる事業と、市の条例で対象になる事業で、一般的にはその規模等の要件によって定められております。ただ、事業者には過度の負担を設けたり、場合によってはそういうこともあるでしょうし、逆にそうは言っても、安心安全のために必要だという観点もあるでしょうから、その辺の斟酌の具合というのは非常に難しいと思う部分もありますけれども、ただ、一般的には現行の音にしる、水にしる、法体系の基準のもとで適切に行われるかどうかを、あとで、できてしまったからこうだということではなく、事前にしっかり評価していくのがアセスの趣旨だと思います。そういった中で、配慮指針や技術指針については審査会の意見を揉んでいただいて、そこについては審査会から出していただいたものを基に市で作るという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員

基本的には、規模が小さい場合に、この審査会が 99 パーセントの責任を負うこともあるということですね。



事務局 あくまでも意見を申し上げるのは市長ですので、アセスの委員の皆様の意見と、市民の方のご意見を踏まえたうえで、そうした考えを形成するという表現を使わせていただきました。

会長 最終的には市長に出して、市長の意見としていくわけです。

委員 確認しておきたいのですが、今年度この指針を作って、来年度発効したいと伺っているのですが、そういうことでいいのですね。

事務局 4月1日の施行に向けてやっているということでございます。

会長 ちょうど予定の時間になりましたけれども、事務局で今日の各委員の意見をきちんとご検討いただきたいと思います。次の予定は9月でしたか。

事務局 できれば8月中に1回できればと思っているのですが、委員の皆様のご都合もご照会させていただかなければいけないと思っています。

会長 その前に、今日の議事録を作ってくださいまして、それを見て、各委員がもう一度ご検討していただきたいと思います。8月は夏休みだと思っていましたが、8月ということですね。よろしいです。

事務局から総括的に何かありますか。

事務局 事務局としても、このように考えているという部分を事前にお示しできればと考えております。今日、最後のほうでございました参考項目の表については、いきなり皆様にお示しする形で、皆様から十分ご覧いただくことができなかつたので、ある程度の日を決めてご意見、不明な点等があればお寄せいただいて、次回お集まりいただいたときにはきちんと説明できるようにしたいと思っておりますので、次回に向けて準備させていただきたいと思ひますし、皆様におかれましてもご対応していただければ大変ありがたいと思っております。

会長 ありがとうございます。各委員からもう一度整理されたものをきちんと、メールでも送られたほうがよろしいかもしれません。そのほうが事務局にとってもありがたいと思ひますので、できましたら、各委員、今日のご意見をもう一度整理されてメール等でお送りするというのもよろしいかと思ひますので、それも含めよろしく願ひいたします。

これで、第1回の審査会は終わらせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

--	--